

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第３６条第１項の規定により、
下記のとおり指定障害福祉サービス事業所を指定しました。

令和8年9月15日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社エンゼルランプ	がじゅまる訪問介護広島支所	西区東観音町２８番３号	居宅介護	令和8年9月1日
合同会社優優	ヘルパーステーションむっく	東区戸坂桜東町５番８－２０１号	重度訪問介護	令和8年9月1日
株式会社エンゼルランプ	がじゅまる訪問介護広島支所	西区東観音町２８番３号	重度訪問介護	令和8年9月1日
株式会社Ｓｔａｒｓ	Ｓｔａｒｓ広島庚午中 短期入所	西区庚午中二丁目４番１２号	短期入所	令和8年9月1日
株式会社ECLAT	ショートステイ 猫なべ	安佐北区亀山二丁目２２番７号	短期入所	令和8年9月1日
株式会社リライブ	メタゲーム広島	中区鉄砲町９番２４号カサ・ヴェルデ八丁堀２０３号室	就労継続支援Ｂ型	令和8年9月1日
株式会社オーアイ	コッコ比治山	南区比治山本町１６番３５号	就労継続支援Ｂ型	令和8年9月1日
株式会社Ｓｔａｒｓ	Ｓｔａｒｓ広島庚午中	西区庚午中二丁目４番１２号	共同生活援助	令和8年9月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４６条第２項の規定により、
下記のとおり指定障害福祉サービス事業所の廃止の届出がありました。

令和8年9月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
A K I 株式会社	出汐 B A S E	南区出汐一丁目 3 番 1 1 号イケダビル 2 F	就労継続支援 B 型	令和8年8月31日

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の１５第１項の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業所を指定しました。

令和8年9月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア舟入町教室	中区舟入町7番8号 広島中央Nビル1階	児童発達支援	令和8年9月1日
株式会社ラフラインズ	ウィルサポプラス横川	西区横川新町１２番１３号	児童発達支援	令和8年9月1日
株式会社G-net	ゆめラボ緑井教室	安佐南区緑井一丁目１０番７号 大須加ビル２０３	児童発達支援	令和8年9月1日
社会福祉法人広島愛育会	五日市第２レインボールーム	佐伯区五日市中央二丁目５番４号 認定こども園五日市こどもの国 ２階	児童発達支援	令和8年9月1日
社会福祉法人広島愛育会	五日市第２レインボールーム	佐伯区五日市中央二丁目５番４号 認定こども園五日市こどもの国 ２階	放課後等デイサービス	令和8年9月1日
株式会社KOLOR	こどもの居場所ころる五日市	佐伯区五日市四丁目２番３１号 I・Oビル２階	放課後等デイサービス	令和8年9月1日
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア舟入町教室	中区舟入町7番8号 広島中央Nビル1階	保育所等訪問支援	令和8年9月1日

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２０第４項の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業所の廃止の届出がありました。

令和8年9月15日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
一般社団法人H A P－I a b	多機能型H A P－B	中区橋本町４番１号村岡ビル２階	放課後等デイサービス	令和8年8月31日
医療法人社団谷本小児科	指定通所支援ぽぽらす	佐伯区五日市四丁目２番３１号 I．Oビル２階	放課後等デイサービス	令和8年8月31日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７９条第２項の規定により、
下記のとおり地域生活支援事業の開始の届出がありました。

令和8年9月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	開始年月日
株式会社エンゼルランプ	がじゅまる訪問介護広島支所	西区東観音町２８番３号	移動支援	令和8年9月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１９第１項の規定により、
下記のとおり指定一般相談支援事業所を指定しました。

令和8年9月15日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人絆	きずなテラス	安佐南区緑井二丁目３番５０号	地域移行支援	令和8年9月1日
社会福祉法人絆	きずなテラス	安佐南区緑井二丁目３番５０号	地域定着支援	令和8年9月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の２０第１項の規定により、
下記のとおり指定特定相談支援事業所を指定しました。

令和8年9月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社はなみち	相談支援事業所はなみち	東区矢賀一丁目４番１６号	特定相談	令和8年9月1日
特定非営利活動法人フォル ツァプローバ	相談支援センター フォル ツァ	安佐南区緑井六丁目２１番１号 ３ F	特定相談	令和8年9月1日
合同会社綾	相談支援サロン a y a	佐伯区美鈴が丘東四丁目７番２１号	特定相談	令和8年9月1日

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２８第１項の規定により、下記のとおり指定障害児相談支援事業所を指定しました。

令和8年9月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人絆	きずなテラス	安佐南区緑井二丁目３番５０号	障害児相談	令和8年9月1日
株式会社はなみち	相談支援事業所はなみち	東区矢賀一丁目４番１６号	障害児相談	令和8年9月1日
特定非営利活動法人フォルツァプローバ	相談支援センター フォルツァ	安佐南区緑井六丁目２１番１号 ３F	障害児相談	令和8年9月1日
合同会社綾	相談支援サロン a y a	佐伯区美鈴が丘東四丁目７番２１号	障害児相談	令和8年9月1日